平成２４年（フ）第２２６号
高知県南国市稲生899番地
債務者　松岡　信男
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長山　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７１号
秋田市新屋比内町21番８号　フェアステージノアＡ201号
債務者　伊藤　卓也
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６５号
秋田市仁井田蕗見町３番12号
債務者　若生　勝弘
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　英憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９２８号
大阪府茨木市中穂積３丁目16番17―301号、事業所所在地大阪府吹田市青葉丘北11番21号
債務者　堀江産婦人科こと　堀江　　彰
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９０号
堺市西区上野芝町３丁６番12―801号
債務者　松井　旬也
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　好美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
住民票上の住所大阪府守口市藤田町３丁目13番２―308号
債務者　荒川　恵理（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　歓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１８６号
大分市大津町１丁目22番16号　河野アパート202
債務者　加藤　孝司
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮　妙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７２号
静岡県浜松市中区和合町315番地の622
債務者　杉山　　毅
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６９７号
札幌市西区琴似１条４丁目４番10―302号
債務者　高橋　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北澤慎之介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１００号
青森県弘前市大字薬師堂字狄舘１番地
債務者　工藤　恵子（旧姓白取）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１０１４号
さいたま市南区南浦和２丁目29番１号　サンハイツ401号
債務者　長谷川一美
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
長野市安茂里小市２丁目32番８―204号　ホワイトハイツ西館
債務者　吉田　忠和
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶌　知文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４９号
函館市陣川町82番地264
債務者　伊藤　孝弘
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２０５号
函館市海岸町15番19号
債務者　井上　博昭
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２１１号
北海道亀田郡七飯町本町８丁目15番13―138号
債務者　渡　　和樹
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２１２号
函館市高松町339番地10
債務者　竹内　武則
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２１４号
函館市上野町38番18―301号
債務者　三好めぐみ（旧姓内村）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
函館地方裁判所